

## 都市整備局総務課における一般業務を行う会計年度任用職員要綱

制 定 令和元年 12 月 16 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、都市整備局総務課における一般業務を行う会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任用)

第 2 条 会計年度任用職員の選考は、次の各号の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験
- (2) 面接

### (再度の任用)

第 3 条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況並びに前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (勤務時間)

第 4 条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、1 日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日とする。
- (2) 勤務時間は、午前 10 時 00 分～午後 4 時 45 分までの週 30 時間とする。
- (3) 休憩時間は、午後 0 時 15 分～午後 1 時 00 分までの 45 分とする。ただし、第 2 項の規定により所属長が休憩時間を別に定める場合は、勤務時間の途中で 45 分与えるものとする。
- (4) 休日は、次のとおりとする。
  - ア 土曜日、日曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - ウ 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）（ア及びイに掲げる日を除く。）

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、勤務時間、休憩時間及び休日を別に定めることができる。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。